

## 原子力発電所運転差止めの判断基準について

—裁判所は、原子力発電の公益性や原子力事故の頻度をどう位置付けてきたか—

佐藤 佳邦

電力中央研究所 社会経済研究所

2024年9月27日

### 要約

原子力発電所をめぐることは、その運転差止めを求める民事訴訟が数多く提起されている。本稿は、差止めの可否の判断において、(1) 原子力発電の公益性、(2) 原子力事故の発生頻度という観点を、どのように位置付けるべきかを検討した。

そこでまず、一般に人格権における差止めには「受忍限度超過」が必要とされ、その中で「公益性」が考慮されていることを判例・文献などからあらためて確認した。

その上で原子力発電所の運転差止めに関する裁判例を、差止めの基準から、①具体的危険性があれば差止めを認め、原則として公益性などを考慮の外に置くもの、②受忍限度の判断で公益性を考慮するもの、③他に代替手段がないことなどを要求するもの、の3つに整理した。

そしてこれらの裁判例について、以下のような検討を行った；①の裁判例は、差止めには権利侵害の程度が受忍限度を超えることが必要との判例と乖離することに加え、差止めの相手方や第三者の影響が考慮されない点で妥当ではない。また、事故の頻度の観点も捨象されている。③の裁判例も、差止めに通常求められるよりも高いハードルを課している点が判例と乖離している。これらに対して、②の裁判例は、差止めの一般論に従って原子力発電の公益性を考慮している点は判例と整合的と評価できるほか、受忍限度の枠内で事故頻度について考慮することも可能である。以上から、差止めを認容した判決であっても、その差止めの基準については、②が妥当であるといえる。

今後裁判所は、差止め可否の判断にあたっては、原子力過酷事故の発生頻度の観点、原子力発電の公益性を考慮することが妥当である。なお、これらの点は、差止めを求められている被告（事業者）の側に主張・立証をする事実上の責任があると考えべきである。

#### 免責事項

本ディスカッションペーパー中、意見にかかる部分は筆者のものであり、電力中央研究所又はその他機関の見解を示すものではない。

## 原子力発電所運転差止めの判断基準について

—裁判所は、原子力発電の公益性や原子力事故の頻度をどう位置付けてきたか—

佐藤 佳邦<sup>(\*)</sup>

### 1. はじめに：原子力発電所をめぐる運転差止訴訟の現状

本稿は、原子力発電所の運転差止めを求める民事訴訟において、原子力発電が有する公益性や、原子力事故の低頻度・高影響事象という側面がどのように捉えられているかを、裁判例<sup>(1)</sup>や法律文献から検討する。

原子力発電所をめぐるのは、国（原子力規制委員会）を被告とした設置許可処分等の取消訴訟（行政訴訟）に加えて<sup>(2)</sup>、事業者を被告とした運転差止訴訟（民事訴訟）が数多く提起されている。そのなかには、運転停止（差止め）を命じた裁判例もある<sup>(3)</sup>。

従来、原子力発電所の運転差止訴訟をめぐるのは、立証責任の所在や差止めの基準を中心に、活発に議論されてきた<sup>(4)</sup>。しかし筆者の見限り、以下の2点については検討が乏しいように思われる。第一は、差止めによる利益と損失の比較衡量の可否である。差止めを命じられる者に生じる損害や社会的な影響——例えば電力の安定供給への影響——は、考慮されないのか。第二は、いわゆる低頻度・高影響事象をめぐる判断のあり方である。原子力過酷事故の損害は甚大である反面、その発生頻度（確率）<sup>(5)</sup>は極めて小さい。この事実は差止めの可否において考慮されないのか。

そこでまず次節で、一般に人格権における差止めには「受忍限度超過」が必要とされ、その中で公益性なども考慮して差止めの可否が判断されていることを確認する。次に3節では、原子力発電所の運転差止めが求められた裁判例において、裁判所がこれらの点についてどのような立場を示してきたかを整理する。さらに4節では、これら裁判例について評価を行うとともに、裁判所は「受忍限度」の枠組みで、公益性や事故頻度の観点を考慮すべきことを論じる。

### 2. 人格権に基づく差止請求における公益性などの位置付け

我が国の不法行為法（民法709条）は、権利・利益の侵害に対する救済手段として事後の損害賠償のみを定める。そこで裁判所は人格権を根拠に、①名誉毀損やプライバシー侵害<sup>(6)</sup>（以下、「名誉・プライバシー型」と呼ぶ。）と、②生活妨害に限って差止めを認める。②はさらに、相隣関係に関するもの（例：名古屋地決平成6年12月7日（平成6年（ヨ）1138号）、日照権侵害が受忍限度を超えるとして差止仮処分を認容）と、公害の原因行為の差止めを求めるもの（例：名古屋地判平成12年11月27日（平成元年（ワ）913号）[名古屋南部大気汚染公害差止等請求事件]）に分けられるが、原子力発電所の運転差止めは公害をめぐるものに分類できよう。

ここにいう人格権とは「生命・健康を人間が本来有する状態で維持しうる権利」（潮見, 2021, p.198）とされ、その侵害とは「個人の人格に本質的に付帯する個人の生命、身体、精神および生活に関する利益の侵害」（潮

<sup>(\*)</sup> 一般財団法人 電力中央研究所 社会経済研究所 上席研究員。博士（法学、大阪大学）。

<sup>(1)</sup> 裁判例の引用にあたっては、句読点の形式等を本文と統一したほか、適宜、算用数字に改めた。事件名も略記した。

<sup>(2)</sup> 設置許可処分の取消しを命じた裁判例として、大阪地判令和2年12月4日（平成24年（行ウ）117号）[大飯3号・4号]がある（本稿執筆時、大阪高等裁判所で控訴審が係属中）。請求を退けた例として、福岡地判令和元年6月17日（平成28年（行ウ）37号）[川内1号・2号]、佐賀地判令和3年3月12日（平成25年（行ウ）13号）[玄海3号・4号]がある。また最近は、原子炉運転停止命令の発出を規制委に義務付けることを求める例もある（例：名古屋地判令和4年3月10日（令和2年（行ウ）92号）[高浜3号・4号]、請求棄却）。

<sup>(3)</sup> ただし、差止めを命じる判決が確定した事例はない。このほか差止めを命じた保全命令（仮地位仮処分）もあるが（例：広島高決令和2年1月17日（平成31年（ワ）48号）[伊方3号]）、いずれも異議審や抗告審で取り消されている。

<sup>(4)</sup> 例えば神戸（2021）は、仮処分も含めた民事差止めの裁判例を客観的・体系的に整理している。このほか、川内訴訟を中心に民事差止訴訟を検討したものとして、村中（2017）がある。また、民事保全に絞って検討したものとして、佐藤（2023 & 2024）がある。

<sup>(5)</sup> 厳密には、「頻度」と「確率」は区別される。すなわち、原子力事故の頻度は、炉・年あたりの事故発生回数であり、〇万分の1という数値（単位は件数）になる。他方で、確率はその頻度をもとに計算される。本稿ではこれらを厳密に区別していないが、その検討目的の範囲では特段の問題はないであろう。

<sup>(6)</sup> 五十嵐（2003, pp.19-20）は、名誉・プライバシーなどに関するものを「精神的人格権」、本稿が扱うような生命・身体・健康などにかかわるものを「身体的人格権」と呼び区別する。

見,2021,p.198)であり,様々なものが含まれる<sup>(7)</sup>. 裁判例は,たとえば大阪空港訴訟の控訴審判決(大阪高判昭和50年11月27日(昭和49年(ネ)453号ほか)民集35巻10号1881頁)が,人格権に基づく差止請求権を承認している<sup>(8)(9)(10)</sup>.

ところで一般に差止請求は,権利・利益の違法な侵害に加えて,その侵害の程度が「受忍限度を超えていること」を要する<sup>(11)</sup>. これは,事後的な損害賠償と異なり,特定の作為・不作為の命令は相手方(被告)にも相応の負担を強いるからである<sup>(12)</sup>.

そして受忍限度の枠組みにおいて,差止めの相手方に生じる損害に加えて,問題となっている行為の公益上の必要性(以下,公益性という.)も考慮され得る. 例えば,東海道新幹線訴訟控訴審(名古屋高判昭和60年4月12日(昭和55年(ネ)487号ほか)下民集34巻1~4号461頁)は,公益性等との比較衡量の結果,差止めを退けている. 同判決は,「(引用者注:新幹線の)公共性は極めて高度のものである」<sup>(13)</sup>とした上で,発生源対策や障害対策などの事情と合わせて考慮し,「一方において,本件新幹線騒音振動の態様・程度,原告らの受けている被害の性質・内容,他方において,東海道新幹線のもつ公共性の内容・程度,被告に対する差止(ママ)によつて生ずる影響を比較衡量し」た結果として,「差止(ママ)の関係において原告らが社会生活上受忍すべき限度を超えるものでない(違法な身体権の侵害とならない)」(下線筆者)と結論している<sup>(14)</sup>.

また国道43号訴訟上告審(最判平成7年7月7日(平成4年(オ)1504号)民集49巻7号2599頁)では,最高裁は受忍限度という言葉こそ用いていないものの,「(筆者注:原審が)差止請求の受忍限度の判断につき,法令の解釈適用を誤った」との上告理由に対して,原審が道路の有する便益などを考慮して「差止めを認容すべき違法性があるとはいえないと判断」としたことを,「正当として是認」した<sup>(15)</sup>. つまり,公益性も考慮し

<sup>(7)</sup> 名誉・プライバシーなどの「精神的人格権」を主たる検討対象としたものであるが,民法学の立場から人格権を詳細に検討したのものとして,五十嵐(2003)がある. 戦後の公害・環境訴訟を概観するものとして大塚(1993)が,公害・環境問題における差止めの裁判例を批判的に検討したものとして田口(2003)がある.

<sup>(8)</sup> 同判決は,「人は,疾病をもたらす等の身体侵害行為に対してはもとより,著しい精神的苦痛を被らせあるいは著しい生活上の妨害を来す行為に対しても,その侵害行為の排除を求めることができ,また,その被害が現実化していなくともその危険が切迫している場合には,あらかじめ侵害行為の禁止を求めることができるものと解すべきであつて,このような人格権に基づく妨害排除および妨害予防請求権が私法上の差止請求の根拠となりうるものといえることができる」とし,人格権が差止めの根拠となることを承認している. その上告審(最大判昭和56年12月16日(昭和51年(オ)395号)民集35巻10号1369頁)は,空港の供用停止を求める訴えは運輸大臣の有する空港管理権と航空行政権との関係で不適法として却下しているが,必ずしも人格権を根拠とした差止めを一般的に否定したものではない. その後,北方ジャーナル事件判決(最大判昭和61年6月11日(昭和56年(オ)609号)民集40巻4号872頁)により,判例は人格権に基づく差止めを認めるに至っている.

<sup>(9)</sup> 本文で引用した名古屋地判平成12年11月27日は,差止めの根拠を「人間の生命や健康等の人格的利益(人格権)」とする. 五十嵐(2003,p.275)は「判例も人格権と人格的利益とを区別し,後者の侵害に対しては差止請求権を与えないというのが,一応の理解」だとするが,ここで引用したように裁判例は必ずしも厳密に区別していないようである.

<sup>(10)</sup> 他方で,いわゆる環境権を根拠とすることについては,本文で引用した名古屋地判平成12年11月27日も「実体法上の根拠,要件,効果等いずれも未だ明確なものとはいえない」とし,原子力発電所の運転差止めを認めた後掲の**平成18年志賀一審**でも否定されている.

<sup>(11)</sup> 潮見(2021,p.200)は,生活妨害の差止めについて,「受忍限度という要件事実が立てられて」いるとする. これに対して大塚(2005,pp.98-99)は,他人がその土地を利用することでいままで受益していたものができなくなるという「消極的侵害」(例:日照妨害)と,土地の境界を超えて侵害行為が及ぶ「積極的妨害」(例:公害や騒音など)を区別した上で,前者では受忍限度超過は原告側が主張立証すべき事実であるが,後者では,公益性などを被告側が主張すべきものと捉えているようである.

<sup>(12)</sup> 受忍限度の考え方は,もともとは工場騒音(最判昭和42年10月31日(昭和42年(オ)305号)判タ213号234頁・判時499号39頁,不法行為の成立を否定),日照妨害(最判昭和47年6月27日(昭和43年(オ)32号)民集26巻5号1067頁,不法行為の成立を肯定)に関する損害賠償をめぐる登場した.

<sup>(13)</sup> 本判決や田口(2003,p.84)などは「公共性」とするが,本稿では「公益性」で統一した.

<sup>(14)</sup> 人格権が差止請求権の根拠となり得るとした原審(名古屋地判昭和55年9月11日(昭和49年(ワ)641号))とは対照的に,この控訴審判決は人格権による差止めに否定的な態度を示しており(五十嵐(2003,p.243)は本判決を,人格権に基づく差止めを認める流れが「一時頓挫した」ことの象徴とする.),厳密には人格権に基づく差止めの判断で受忍限度や公益性の考え方が用いられたわけではない. しかし同判決は,「身体なる法益(身体権といつてもよい.)」に基づいて差止めの可否を判断しており,その実質は今日では生命・身体・健康という人格権として理解されるところにほかならない.

<sup>(15)</sup> 「原審は,その認定に係る騒音等がほぼ一日中沿道の生活空間に流入するという侵害行為により,そこに居住する上告人らは,騒音により睡眠妨害,会話,電話による通話,家族の団らん,テレビ・ラジオの聴取等に対する妨害及びこれらの悪循環による精神的苦痛を受け,また,本件道路端から二〇メートル以内に居住する上告人らは,排気ガス中の浮

て差止めを認めるまでの受忍限度超過がない旨を述べている<sup>(16)</sup>。

以上では、一般に人格権における差止めには「受忍限度超過」が必要とされ、その中で公益性なども考慮して差止めの可否が判断されていることを確認した。そこで本稿が公益性とともに着目する、権利侵害の「頻度」についても付言しておく。

ある行為の差止めについて考えると、その行為が継続される限り権利・利益の侵害が常に又は高い確率で生じる。すなわち、道路供用であればこれが差し止められない限り——言い換えれば、道路が利用される限り——そこからの騒音などは常に生じよう。そのような場合、差止めが求められている行為による権利・利益の侵害の頻度ないし確率は、特に意識されないことになる。この点が、以下で見る原子力発電所の運転差止めとの大きな違いである。

### 3. 原子力発電所運転差止訴訟における判断基準の整理

差止めを認めた平成18年志賀一審（金沢地判平成18年3月24日（平成11年（ワ）430号））をはじめ、原子力発電所の運転差止めも人格権を根拠としている<sup>(17)</sup>。そのため、前述の一般論に従えば侵害の受忍限度超過を要し、そこで原子力発電の公益性なども考慮されるはずである。しかし以下にみるように、原子力発電所の運転差止めをめぐる裁判例は、必ずしもこの一般原則に従ってはいない。

#### 3.1 具体的危険性の有無を基準とする裁判例

以下の裁判例は、単に「具体的危険性の有無」を差止めの基準としており、公益性などを考慮する余地をほとんど又は一切認めていない。

まず、差止めを命じた平成26年大飯一審（福井地判平成26年5月21日（平成25年（ワ）63号））は、原子力発電所の運転差止めにつき、「具体的危険でありさえすれば万が一の危険性の立証で足りるところに通常の差止訴訟との違いがある」（下線筆者）と述べる。つまり、事故の頻度は考慮されない。

さらに同判決は「・・・人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、その侵害の理由、根拠、侵害者の過失の有無や差止めによって受ける不利益の大きさを問うことなく」（下線筆者）、差止めを請求できるとする。すなわち、差止めで被告側に生じる事情は考慮されない。また、原子力発電の意義について触れた箇所において、「原子力発電所は、電気の生産という社会的には重要な機能を営むものではあるが」、その稼働は「法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由（憲法22条1項）に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきもの」であるとし、「具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然」とまで述べる。

要するにこの判決は受忍限度的な発想に立たず、いかに原子力事故の頻度が小さかろうと、いかに運転停止から生じる損失が大きかろうと、原子力発電所の運転を一切認めないと述べるに等しい。

次に、いわゆる避難計画の不備を理由に差止めを命じた令和3年東海第二一審（水戸地判令和3年3月18日（平成24年（行ウ）15号））では、事故により生命・身体が害される「具体的危険が存在する場合には、当該発電用原子炉施設の運転が生命、身体に係る人格権を違法に侵害するおそれがある」ので、人格権に基づく差止めが許容されるとしている。ここでも受忍限度のような考え方は採用されていない。その背景には、同判決が原子力発電所の運転について、「人体に有害な物質を（引用者注：原子炉内部に）多量に発生させること

---

遊粒子状物質により洗濯物の汚れを始め有形無形の負荷を受けているが、他方、本件道路が主として産業物資流通のための地域間交通に相当の寄与をしており、自動車保有台数の増加と貨物及び旅客輸送における自動車輸送の分担率の上昇に伴い、その寄与の程度は高まっているなどの事実を適法に確定した上、本件道路の近隣に居住する上告人らが現に受け、将来も受ける蓋然性の高い被害の内容が日常生活における妨害にとどまるのに対し、本件道路がその沿道の住民や企業に対してのみならず、地域間交通や産業経済活動に対してその内容及び量においてかけがえのない多大な便益を提供しているなどの事情を考慮して、上告人らの求める差止めを認容すべき違法性があるとはいえないと判断したことは、「正当として是認することができ」とした。

<sup>(16)</sup> 同判決の調査官解説（最高裁判所判例解説民事篇平成7年、738頁）も、「いわゆる受忍限度論を採るもの」と理解している。これに対して、環境問題における差止めを検討する田口（2003, pp.79-87）は、受忍限度的発想を批判するほか、公益性（同書は「公共性」）の考慮にも否定的である。

<sup>(17)</sup> 平成6年女川一審（仙台地判平成6年1月31日（昭和56年（ワ）1852号））も、「人格権に基づき・・・（本件原子力発電所の）建設差止めを求める本件請求は、民訴法上請求権としての適格性を有することは明らか」とした（結論は請求棄却）。

が不可避であり、過酷事故が発生した場合に周辺住民の生命、身体に重大かつ深刻な被害を与える可能性を本質的に内在するものである」と捉えていることがある。

これに対して、差止めを棄却した**平成5年高浜一審**（大阪地判平成5年12月24日（平成3年（ワ）8150号））は、以下のような一般論を示す（以下、「高浜一審の一般論」などということがある）。

「いかなる場合に侵害の危険に晒されているとして差止請求が認められるかについては、事柄の性質上将来の予測に基づかざるを得ないものがあるので、広汎にわたり易く、差止めを受ける側の権利を阻害する虞れもあるから、一般的には、その侵害による被害の危険が切迫しており、かつ、その侵害により回復し難い重大な損害の生じることが明らかであって、その損害が相手方の被る不利益よりもはるかに大きな場合で、しかも、他に代替手段がなく、差止めが唯一最終の手段であることを要する」

この一般論だけを見ると、同判決は差止めの余地を狭く解釈しているように思える。しかし同判決は、その基準の原子力発電所をめぐる事案への当てはめにおいて、次のように述べる。すなわち、炉心損傷が発生した場合には、「原告らを含めた広範囲の者の生命、身体等に放射線障害を与え、直接的ないし間接的に、人類が経験するうちで最も過酷で悲惨な類の被害が発生するであろうことは容易に推認することができ、また、そうした被害の発生を防止する方法としては、高浜二号機の運転を差し止める以外に他に方法がないことも明らかである」と言う。すなわち同判決は、原子力事故の重大性に鑑みて、その危険性が認められる限り差止めは不可避との基準を採用し、公益性等を考慮する余地を排除している。したがって、本判決は、結論において差止めを退けているが<sup>(18)</sup>、差止めの基準だけを見れば事業者に厳しい判断枠組みを採用している<sup>(19)</sup>。

また**平成21年志賀控訴審**（名古屋高金沢支判平成21年3月18日（平成18年（ネ）108号））は、争点2（「具体的危険」の主張立証責任等）において、控訴人（事業者）は「事故発生の危険性が社会通念上容認できる水準以下である場合、又はその危険性の相当程度が人間によって管理できると考えられる場合に、その危険性の程度と科学技術の利用により得られる利益の大きさを比較考慮（ママ）した上で、これを一応安全なものとして利用するという「相対的安全性」の考え方を採用すべきである」と主張した。

しかし裁判所は、そのような比較衡量を否定した。すなわち裁判所はまず、原子力発電所の安全性が目指すべきは絶対的安全性ではなく、「（引用者注：原子力事故による）災害発生の危険性を社会通念上無視し得る程度に小さなものに保つことを意味する」とした上で、以下のように述べる。

「・・・原子力発電所の危険性に鑑みれば、原子力発電所の利用により得られる利益がいかに大きなものであったとしてもその危険性の程度を緩和することはできず、前記のとおり、放射線放射性物質の環境への排出を可及的に少なくし、これによる災害発生の危険性を社会通念上無視し得る程度に小さなものであることを要すると解するのが相当である。」

したがって本判決も、結論において差止めを退けてはいるが<sup>(20)</sup>、差止めの基準自体は、原子力発電所を運転する事業者に対して厳格である。

次に、差止めを命じた**令和4年泊一審**（札幌地判令和4年5月31日（平成23年（ワ）3265号））は、「・・・放射線被ばくという侵害行為の態様、当該侵害行為によって受ける周辺住民の被害の重大さ及び深刻さに鑑みると」、差止めが認められるためには、「当該原子力発電所が安全性に欠けるところがあり、その運転等に起因する放射線被ばくにより、周辺住民の生命、身体に直接的かつ重大な被害が生じる具体的な危険が存在す

<sup>(18)</sup> 裁判所は、「本件伝熱管（引用者注：蒸気発生器伝熱管）の一本が破断したと仮定して、炉心が溶融する危険性があるとまではいうことができないなどとして、請求を棄却した。

<sup>(19)</sup> 原子力発電所運転差止訴訟の被告には、高浜一審の一般論に依拠し、差止めの要件を厳格に解釈すべきとの主張が見られる（例：後掲の**平成30年大間一審**における被告の主張）。しかし本文で記載したように、本判決ではそのような一般論を立てつつも、原子力過酷事故の影響の大きさに鑑みて、「そうした被害の発生を防止する方法としては、高浜二号機の運転を差し止める以外に他に方法がない」としているのだから、むしろ被告にとって厳格な基準を採用していると理解しなければならない。

<sup>(20)</sup> 原告は原子力発電所の各種安全性を争ったが、裁判所は結論において、「控訴人（引用者注：事業者）は、本件原子炉が安全性に欠ける点のないことについて、相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出した上で、主張立証を尽くした」として差止めの訴えを認めなかった。

ることをもって足りる」としている。その上で本件では、「人格権侵害のおそれが推定され、この推定を覆すに足りる証拠はない」としている。

さらに平成11年女川控訴審（仙台高判平成11年3月31日（平成6年（ネ）64号））は、原子力発電所の必要性和危険性の関係については、事故の深刻さを踏まえて、「当該原子力発電所が周囲の住民等に具体的な危険をもたらすおそれのある場合には、いかにその必要性が高くとも、その建設・運転が差し止められるべきことはいうまでもない」と述べており、具体的危険性があれば当然に差し止めが認められるとしている。

さらに同判決は続けて「・・・逆に、以上のような原子力発電所の特殊性にかんがみ、当該原子力発電所の必要性が著しく低いという場合には、これを理由としてその建設・運転の差し止めが認められるべき余地があるものと解するのが相当である」とまで述べている。これは具体的危険性が必ずしも認められなくとも、過酷事故が生じた場合の被害の大きさという原子力発電所の一般的性格に鑑みて差し止めを認めようとするものであり、一般的基準だけを見れば、事業者側にとって厳しいものとなっている（結論は請求棄却）。

以上6件の裁判例に加えて、具体的危険性の有無を基準とし、その存在が認められた場合には原則として差し止めが認容されるとしたものとして、平成30年大間一審（函館地判平成30年3月19日（平成22年（行ウ）2号））がある。本件の争点の一つである「人格権に基づく民事差止請求における差止めの要件」について、被告（事業者）は「その損害（引用者注：事故による損害）が被告・・・の被る不利益よりもはるかに大きい」といことなどが必要と主張した<sup>(21)</sup>。すなわち被告は、かりに具体的危険性が認められたとしてもそれだけで差し止めが認容されるべきでなく、差し止めのデメリットも考慮すべきだと主張しているのである。

しかし裁判所は、そのような比較衡量に否定的である。すなわち、「原発において重大な事故が発生した場合、周辺の住民が受ける人格権の侵害は極めて深刻である」から、「当該原発について安全性に欠けるところがあり、重大な事故の発生による放射性物質の放出等の具体的危険がある場合、周辺住民は、人格権に基づく妨害予防として、当該原発の建設及び運転の差し止めを求めることができる」というのである<sup>(22)</sup>。これを素直に読む限り、差し止めによる不利益や事故の頻度は考慮されにくいだろう。

ただし同裁判所は、原子力発電所に求められる安全性とは絶対的安全性ではなく、いわゆる相対的安全性であるとした上で、具体的危険性の有無の判断の基礎となる規制委の審査基準に合理性があったか否かを検討する際の基準について、「・・・具体的審査基準の合理性は、最新の科学技術水準を踏まえ、確立された国際基準からみて、原子炉事故等による災害の防止を図る上で合理的なものといえるか否かという観点から判断すべきである」（下線筆者）と述べている。「災害の防止を図る上で合理的なもの」かの判断には、原子力災害の頻度・発生確率は無視できないので、それらの観点を読み込むことはできるかもしれない。しかしここで裁判所は、「受忍限度」といった言葉は用いてはおらず、差し止めにより事業者が被る損失や社会的な影響まで読み込むことは困難であろう<sup>(23)(24)</sup>。

### 3.2 受忍限度の判断で公益性を考慮する裁判例

これに対して以下の2件は、差し止めの可否判断において原子力発電の公益性を加味している。

まず前述（脚注(17)参照）の平成6年女川一審は、人格権が差し止めの根拠となり得ることは承認しているが、同時にそれが認められる基準や要件も示している。すなわち、「原子炉施設の運転に伴い放出される放射性物

<sup>(21)</sup> 被告（事業者）の主張は、以下の通りである；「原発の運転等の差止請求は、発生が不確実な将来の侵害を根拠にせざるを得ないため広範にわたり易く、被告・・・の権利行使を阻害するおそれも大きいものであるから、差し止めが認められるには、侵害が現存するのに匹敵するような具体的危険性が発生していることが必要であり、具体的には、①生命・身体のような重大な保護法益が侵害され被害の発生する危険が切迫しており、②その侵害により回復し難い重大な損害が生ずることが明らかであって、③その損害が被告・・・の被る不利益よりもはるかに大きな場合で、④差し止め以外に代替手段がなく、差し止めが唯一最終手段であることを要すると解するのが相当である」。これは、平成5年高浜一審の一般論に依拠するものであるが、本文で述べた通り、同判決は原子力発電の差し止めについては事業者に厳格な基準を採用していると理解すべきである。

<sup>(22)</sup> 厳密には、上記判示は、被告（事業者）側に生じる利益をも考慮すべきであるとの同社の主張に対する回答である。したがって、被告以外に生じる影響、言い換えれば公益的な影響の考慮を否定したものではない。

<sup>(23)</sup> もちろん、合理性の判断で、そのような影響を読み込む余地は必ずしも否定されないだろう。

<sup>(24)</sup> これらのほか、避難計画の実効性が争点となった令和5年女川一審（仙台地判令和5年5月24日（令和3年（ワ）673号））においても、人の生命・身体が極めて重要な保護法益であることを根拠に、それにかかる人格権が違法に侵害される具体的危険がある場合には差し止めを請求できるとした。

質に起因する放射線による障害の発生の可能性が社会観念上無視し得る程度に小さい場合には、原子炉施設の運転による生命・身体に対する侵害のおそれがあるとはいえない(下線筆者)として、その場合には差止めは認められないとしている。

同判決は、受忍限度という言葉を用いてはいない<sup>(25)</sup>。しかし、上記判示中の「放射線による障害の発生の可能性が社会観念上無視し得る程度に小さい場合」という文言は、受忍限度の一般論を社会通念<sup>(26)</sup>という言葉で言い換えたと考えるべきであろう。そして上記判示は差止めの可否の判断基準としていわゆる原子力過酷事故の発生頻度が社会通念上無視できるかどうか、という判断枠組みを採用しており、その上で、ゼロリスクを志向することを「社会通念に反する」とまで言う<sup>(27)</sup>。

そして同判決は、差止請求の対象となっている発電所の出力などに鑑みた予備率維持上の必要性に触れた上で、「本件原子力発電所は、被告にとって、その電力需要に対する供給電源として必要な施設である」と述べて、これを前提に、人格権侵害との比較衡量を行っている。すなわち「抽象的には、原告らの生命・身体に障害発生の可能性のあることは否定し得ない。しかしながら、電力需給の観点からして、本件原子力発電所の必要性が存在することを考え合わせると、原子炉施設に求められる安全性とは、その潜在的危険性を顕在化させないよう、放射性物質の放出を可及的に少なくし、これによる事故発生の危険性、平常運転時の被曝線量をいかなる場合においても、社会観念上無視し得る程度に小さいものに保つべき安全確保対策を講ずることによって、放射線による人間の生命・身体に対する障害の発生の可能性が社会観念上無視し得る程度に小さい場合には」、差止めは認められないというのである。

予備力確保は当該電力会社だけの問題ではなく、広く需要家全体の便益に資するものであり、この部分はまさに本件原子力発電所の公益性を考慮した上で、原子力発電所から生じる過酷事故リスクが「社会観念上無視し得る」、すなわち受忍限度の範囲内であることを判断したものと理解すべきであろう<sup>(28)</sup>。

前掲の平成18年志賀一審は、結論として差止めを認容しているが、受忍限度の判断に原子力発電の公益性をより直接的に位置付ける。すなわち、「本件原子炉の運転により①原告らの生命、身体及び健康が侵害される具体的な危険があり、その侵害が受忍限度を超えて違法である場合には、人格権に対する侵害を予防するためその運転の差止めを求めることができる」(番号及び下線は筆者)との原告らの主張を採用している。この①下線部分は、生活妨害に対する差止めの一般論に忠実である。

そして、受忍限度超過の判断において、裁判所は以下のように述べる。

「②本件原子炉の運転は私企業の経済活動であるが、被告が本件原子炉で生産しようとしているものは電気という公共財であり、その運転が差止められれば、我が国のエネルギーの供給見通しに影響を与えかねないということ是可以する。③しかしながら・・・平成16年秋には本件原発1号機の定期検査が約2か月間延長されたが、被告の電力供給にさしたる問題がなかったことが認められるから、本件原子炉の運転が差止められても、電力需要が伸び悩む中、少なくとも短期的には、被告の電力供給にとって特段の支障になるとは認め難い。④他方、被告の想定を超える地震に起因する事故によって許容限度を超える放射性物質が放出された場合、周辺住民の生命、身体、健康に与える悪影響は極めて深刻であるから、周辺住民の人格権侵害の具体的な危険は、

<sup>(25)</sup> 同判決は、原子力安全委員会(当時)の安全審査について、「原子炉施設による公衆の被曝が受忍限度内に止まるか否かを判断する上で適切なもの」(下線筆者)としているが、差止めの具体的基準として受忍限度超過を求めているわけではない。

<sup>(26)</sup> 本判決及びその控訴審では「社会観念」「社会通念」という言葉を用いているが、同義と考えてよいであろう。本稿では「社会通念」とする。

<sup>(27)</sup> 「もしも、人間社会において存在する物質・機器・施設等、あるいは営まれる経済活動が、すべて、人間の生命・身体に対する侵害又は侵害の可能性が零でなければならぬとするならば、原子力発電所のみならず、放射線を発生するエックス線撮影、テレビ、夜光時計等、あるいは、火力発電所、水力発電所、自動車、航空機など、放射線の問題と離れて考えてみても、現代社会における文明の利器はそのほとんどがその存在を否定されざるを得ない」とした上で、「このような結論が社会通念に反する」としている。

<sup>(28)</sup> なお、前掲の平成11年女川控訴審は、「以上検討したところを総合すると、本件原子力発電所については、現時点において、一定の運転の必要性が認められる一方、これによって、控訴人らに被害をもたらす具体的な危険性があるとは認め難く、したがって、本訴請求は理由がない」(下線筆者)としている。しかし、すでに述べたように同判決が採用した差止めの基準は、具体的な危険性のみで差止めを認めるにとどまらず、かりに具体的な危険性がなくとも、原子力発電所の必要性が著しく低ければ差止めを認めるというものである。したがって、平成11年女川控訴審は原子力発電所の公益性を認めているが、それは受忍限度超過(違法性)判断の際の比較衡量のためではないということに留意すべきである。

受忍限度を超えているというべきである」(番号及び下線は筆者)。

表1：原子力発電所運転差止めの基準に基づく裁判例の整理

分類	裁判例	差止可否
① 具体的危険性の有無を基準とするもの	平成5年高浜一審(大阪地判平成5年12月24日)	棄却
	平成11年女川控訴審(仙台高判平成11年3月31日)	棄却
	平成21年志賀控訴審(名古屋高金沢支判平成21年3月18日)	棄却
	平成26年大飯一審(福井地判平成26年5月21日)	差止め
	平成30年大間一審(函館地判平成30年3月19日)	棄却
	令和3年東海第二一審(水戸地判令和3年3月18日)	差止め
	令和4年泊一審(札幌地判令和4年5月31日)	差止め
② 受忍限度の判断で公益性を考慮するもの	令和5年女川一審(仙台地判令和5年5月24日)	棄却
	平成6年女川一審(仙台地判平成6年1月31日)	棄却
③ 他に代替手段がないことなどを要求するもの	平成18年志賀一審(金沢地判平成18年3月24日)	差止め
	平成30年大飯控訴審(名古屋高金沢支判平成30年7月4日)	棄却

出典：筆者作成

このうち②の部分はまさに、被告・事業者が被る損害を超えて、差止めが社会全体へ及ぼす影響、言い換えれば原子力発電が有する公益性について言及している。その上で、③の部分で「少なくとも短期的には」といった限定を付した上で、本件原子力発電所の運転停止によって電力供給への支障はないとする。そして④で、そういった事情と事故が生じた場合の生命・身体への悪影響を比較して、「受忍限度を超えている」と認定している。つまり同判決の基準は、受忍限度超過の要件を原子力発電所の運転差止めでも維持しており、原子力発電の公益性を読み込むことが可能なのである。

### 3.3 他に代替手段がないことなどを要求する裁判例

最後に、平成30年大飯控訴審(名古屋高金沢支判平成30年7月4日(平成26年(ネ)126号))は、差止めを求める原告に高い立証を課している。本判決は、前述の平成5年高浜一審が示した一般論とその文言をそのまま踏襲して、「・・・侵害によって人格権の権利者が被害を受ける具体的危険があり、かつ、その侵害により回復し難い重大な損害が生じ得ることが客観的に想定され、その損害が相手方の被る不利益よりも遙かに大きいことに加え、直接的に相手方の権利や自由を制約することのほかに代替手段がないことを要するものと解される」との基準を立てている。

原告側にここまで高いハードルを課した意図は、被告側の不利益を一切考慮しないなど、あまりに原告に有利(被告に不利)な原審(平成26年大飯一審)の是正にあったのかもしれない。しかし、「その損害が相手方の被る不利益よりも遙かに大きいこと」まで要求することもまた、差止めの一般論とは乖離している。

## 4. 原子力発電所運転差止めの裁判例の評価とあるべき判断基準の検討

### 4.1 前節で整理した裁判例の評価

前節の裁判例を、差止めの基準ごとにまとめた(表1)。

表1の①の裁判例は、具体的危険性さえあれば差止めを認容するとの考え方を採用している。これらは受忍限度超過という要件は不要と考え、又は、原子力事故の性質(「高影響」)を前提として受忍限度超過の要件は当然に満たされていると捉えているのであろう。中には、平成26年大飯一審のように、差止めにより失われる便益(=原子力発電所の便益)との比較衡量をなんら許さないものもある。

たしかに、原子力発電所の運転差止めは人格権の中でも究極的・絶対的な価値を持つ生命・身体・健康にかかわる。しかし、被告や第三者への影響を何ら顧みないことは、私人間の利害調整機能を果たす民事訴訟



の規範として端的に不当である<sup>(29)</sup>。

またこれら裁判例の基準は、原子力事故の「低頻度・高影響事象」という性格のうち高影響の部分だけのことさらに重視し、低頻度の側面を軽視ないし無視している点でも妥当ではない。すなわち、その稼働に伴い日々健康被害が生じている施設の使用差止めを認めれば、その利益(=回避できる被害)は確実に生じる。しかし、原子力発電所の場合は日々の運転から被害が生じているのではない。将来、運転中の事故で人格権侵害に至る事象が起り得るとしても、その頻度は小さく<sup>(30)</sup>、また確実に生じるわけでもない<sup>(31)</sup>。すなわち、差止めの利益は現実化しておらず、あくまでも仮定的・潜在的なものにすぎない。

他方で、表1の③の平成30年大飯控訴審は、民事差止めの一般論からは乖離して原告に高いハードルを課しているが、なぜ原子力発電所の運転に限ってそのような特別な基準を採用すべきなのか、十分に説明されていない<sup>(32)(33)</sup>。

人格権に基づく差止めは、原子力発電所の運転をめぐる場合であっても、一般原則に則るべきであろう。そしてその一般的な基準に従い、被侵害利益と公益性を考慮した上で、「受忍限度を超過しているか」を判断しているのは、差止めを認容した表1の②の平成18年志賀一審である。同判決の基準は、原告・被告のいずれか一方に不合理に有利・不利な基準となつてはおらず、妥当と考える。

もちろん同判決も、原子力事故の低頻度・高影響事象という側面のうちの後者にのみ着目し、前者の側面を十分に考慮していない<sup>(34)</sup>。しかしながら、同判決は受忍限度超過という要件を掲げており、ここに低頻度の側面を読み込むことはできよう。

ここで、国立感染研実験差止訴訟控訴審(東京高判平成15年9月29日(平成13年(ネ)2435号))は、原子力発電所の運転差止めにも参考になると思われる。同事件一審原告(控訴人)は、病原体を用いた実験などの過程でバイオハザードが発生し、住民らの生命・健康に被害が生じるとし、人格権にもとづき実験の差止めを求めた。バイオハザードの発生頻度は低いものの、一度発生した場合の被害は甚大という「低頻度・高影響」事象である点は、原子力事故と共通する。

同事件で東京高裁はまず、以下のような差止めの一般論を述べる。

「・・・違法な権利侵害ないし法益侵害が存するかどうか(いわゆる受忍限度)を判断するに当たっては、基本的にはこれまでの判例によって示されている判断基準に従うべきものであり、要するに控訴人らが主張する侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為のもつ公共性ないし公益上の必要性の内容

<sup>(29)</sup> 平成26年大飯一審には技術的な観点からの厳しい批判があるが、法律論としての最大の問題点は、一切の比較衡量を許さないこのような態度にある。

<sup>(30)</sup> 差止めを求める原告は、原子力過酷事故の原因たる自然災害は明日にでも生じ得ると主張するのであるが、それは所詮は修辭的なものにすぎず、裁判上の差止請求を基礎付ける事実たり得ないであろう。

<sup>(31)</sup> たとえば、年末ジャンボ宝くじの一等当選確率は2000万分の1(0.00000005%)であるが、当選者は必ず生じる。他方で発生頻度0.0001件/年と予想される自然災害は、1万年の間に必ず発生するとは限らない(もちろん、複数回生じることもあり得る)。

<sup>(32)</sup> 同判決の「その損害が相手方の被る不利益よりも遙かに大きいことに加え、直接的に相手方の権利や自由を制約することのほかに代替手段がないこと」といった基準は、原子力事故が稀頻度事象であることを踏まえた上でかような限定を加えたとの解釈も可能かもしれない。しかしそれは、個々の原子力事故の「具体的危険性」や発生頻度を踏まえた判断の結果としてなされるものであって、一般要件としてこのような基準が適切かは、疑問である。

<sup>(33)</sup> 公共事業の差止めに関する長良川河口堰建設差止訴訟一審(岐阜地判平成6年7月20日(昭和57年(ワ)218号))は、「およそ、公共的な目的を有する事業の差止請求が認容されるためには、差止めの対象とされた事業の実施によって、請求者の排他的な権利が侵害され、又は将来侵害されるおそれがあり、その侵害行為によって請求者に回復し難い明白かつ重大な損害が生じ、その損害の程度が、当該事業によってもたらされるべき公共の利益を上回る程のものであって、その権利を保全することがその事業を差止めることによるのみ実現されることを高度の蓋然性をもって立証することを要するものと解すべきである。(略)しかも、当該事業によってもたらされる公共の利益を犠牲にしても、なおかつその事業を差止めることによって請求者の権利を保全することが、社会、公共の見地からも容認されるものであることをも必要とすると解するのが相当である」とし、差止めに非常に高いハードルを設定している。これは国の公共事業という公益性が強く推認される行為が問題になっていること、民間事業者の事業・経済活動と異なり、その個別事業遂行に民主的な正統性があるといった事情を指摘可能であり、個別の原子力発電所の運転差止めにまでこのような厳格な基準を要求することが妥当かは、疑問である。

<sup>(34)</sup> これには、同事件で被告(事業者)が頻度の側面を積極的に主張しなかったという事情もあろう。「受忍限度を超過している」ことは原告が主張・立証すべき主要事実であるとしても、事故発生頻度が低いことは、「受忍限度を超過していない」ことを基礎付ける事実とその趣旨を明確にし、被告(事業者)の側が主張・立証すべきことである。

と程度等を比較検討するほか、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に執られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情をも考慮し、これらを総合的に考察してこれを決すべきものであると解するのが相当である」(下線筆者)

これは、差止めには受忍限度超過が必要との一般論を前提に、その判断に際して公益性も加味するものである。さらに、「侵害行為の態様と侵害の程度」も加味するのだから、バイオハザード事故の頻度も読み込むことが可能であろう。原子力発電所運転差止訴訟でこれと異なるフォーマットを採用する理由はないように思われる<sup>(35)</sup>。

## 4.2 原子力事故のリスクが受忍限度を超過しているかの判断のあり方

では裁判所は、原子力発電所運転差止訴訟での受忍限度超過につき、いかなる事情を考慮し得るか。

### 4.2.1 運転停止から生じる影響の考慮：原子力発電の公益性

第一に、裁判所は判例(前掲の国道43号事件最高裁判決)に従い、運転停止によって生じる諸事情、具体的には原子力発電所の運転停止による事業者<sup>(36)</sup>、及び社会への影響(原子力発電の公益性)も考慮すべきである。

ただし、原告が主張する原子力事故の被害が生命・健康に及ぶことに鑑みれば、被告による公益性の主張もそれに比肩するものとして示されねばならないだろう。現実の訴訟では、経済性や気候変動対策への貢献などが原子力発電の公益性として主張されるが、これらと生命・健康との関係は少なくとも裁判所には自明ではない。裁判所としては、生命・健康に影響が及ぶことが明白な原子力事故の被害を重視せざるを得ないであろう。したがって、被告が公益性を主張するなら、例えば、原子力発電所の稼働により気候変動が緩和され、結果として生命・身体が守られることの具体的ストーリー(まさにこれは、原告が立証すべき「具体的危険性」に相当しよう)を示すべきであろう。

同様に、安定供給の観点からのメリットを主張するにしても、抽象的な停電のおそれを述べるのみでは不十分であって、広域停電などにより需要家の生命・健康に影響が及ぶこと、すなわち、原子力発電所の運転停止により「人格権侵害」が生じる「具体的危険性」が必要と考える。電力需給が逼迫した昨今でも、原子力発電所運転停止による供給力確保への悪影響は裁判所には自明ではない。そこで、問題となっている原子力発電所の必要性を、停電期待量(EUE: Expected Unserved Energy)<sup>(37)</sup>への影響といった系統工学の専門的証拠をもって主張・立証に臨むべきだろう。すなわち、原告側が炉心損傷に至る事故シーケンス<sup>(38)</sup>について具体的危険性を示した以上、被告側の公益性の主張も、具体性(ストーリー)と確度を持って示される必要がある。この点、「本件原子力発電所は、被告にとって、その電力需要に対する供給電源として必要な施設であるということが出来る」などとして請求を棄却した平成6年女川一審が、被告・事業者による予備率低下についての具体的な主張を踏まえていることは<sup>(39)</sup>、参考になろう<sup>(40)</sup>。

<sup>(35)</sup> 本稿は民事保全(仮処分)を検討の対象外としているが、民事保全でも差止めの可否の判断に公益性は加味され得る。東京外環道気泡シールドトンネル工事差止仮処分命令申立事件(東京地決令和4年2月28日(令和2年(ヨ)1542号))は、差止仮処分を認める程度の違法性があるかどうかの判断に事業の公益性を加味している(仮の差止めを認容)。

<sup>(36)</sup> 名誉・プライバシー侵害に対する救済手段の典型例として新聞・雑誌等の出版禁止処分があるが、そういったケースでは出版を差し止めることが表現の自由(憲法21条1項)の不当な制約とならないか、とりわけ、検閲の禁止規定(憲法21条2項前段)に違反しないかが、常に問題となる。他方で原子力発電所の運転差止めのようなケースでは、差止めを命じられる側が制約されるのは企業・経済活動という経済的自由である。経済的自由も財産権として保障されるが(憲法29条1項)、表現の自由に比較すれば、制約が正当化される場面が多いかもしれない。しかし、裁判所による個別事例での判断においては、単純に「表現の自由」「経済的自由」というカテゴリカルな議論をするのではなく、実際に制約される経済活動の規模や社会的影響などを踏まえた、実質的な判断が必要であろう。

<sup>(37)</sup> EUEとは、ある期間における供給力不足の電力量の期待値(単位:kWh/年)であり、確率論的な評価がなされる。EUEを用いた評価については、電力広域的運営推進機関「EUE評価の概要について」2021年7月などを参照。

<sup>(38)</sup> 「事故シーケンスとは、炉心損傷等に至るまでの、起因事象の発生及び各種安全機能喪失の組み合わせをいう」(関西電力「安全性向上評価届出書(大飯発電所第3号機)」2022年1月24日、原子力規制委宛、3.1.3.1.2-13)。

<sup>(39)</sup> すなわち平成6年女川一審は、「供給予備率は8.3パーセントであるところ、仮に本件原子力発電所一号機の運転を停止すると、49.8万千瓦ワットの供給力・・・が失われ、供給予備力は40.2万千瓦ワット、供給予備率は3.7パーセント」(引用にあたり一部を算用数字に改めた)になるといった、認定をしている。

<sup>(40)</sup> 安定供給確保と公益性の関係について一点補足したい。各エリアの安定供給確保にかかる責任を個々の一般電気事

#### 4.2.2 原子力事故が低頻度事象であることの考慮

第二に、原子力事故の発生頻度が、受忍限度の枠組みで考慮されるべきである。表1の①の裁判例は、人格権侵害の具体的危険性があれば差止めを認めるが、ここでいう「具体的」とは、想定する自然災害が発生したと仮定した場合にこれが原子力過酷事故に至るまでの事故シーケンスを特定し得る、言い換えれば、裁判官が——ブラックボックスではない——事故発生までのストーリーを描くことができるという意味であろう。そこでは頻度や確率の概念は考慮されていない。

この事故発生頻度の観点が十分ではない点は、表1の②の裁判例にも当てはまる。しかし②の裁判例であれば、受忍限度の考え方の中に事故頻度の観点を取り込むことは可能と思われる。

#### 4.2.3 原告と被告の主張・立証責任のありかた

受忍限度超過の枠組みで、原子力発電の公益性や事故頻度について考慮すべきであるとしても、原告・被告の主張・立証責任との関係でこれらをどのように位置付けるかが問題となろう。

権利侵害の程度が受忍限度を超過していることを差止めの要件と考えれば、それを主張・立証する責任は本来、原子力発電所の運転差止めを求める原告側にある。しかし、被侵害利益として生命・身体が問題になっていることや、原子力事故の被害範囲が広大になり得ることに鑑みれば、ひとたび原子力事故のおそれ（具体的危険性）が示されたのであれば、それ以上の特段の主張・立証がなくとも、受忍限度を超過していると裁判所は判断するであろう。

したがって被告側には、その要件が満たされていない（＝受忍限度の範囲内である）ことにつき積極的に主張・立証する事実上の責任があると考えべきである。そして、公益性や発生頻度をめぐる主張をするのであれば、それらを闇雲に述べるのではなく、その趣旨を「受忍限度超過がないことを基礎付ける事実」と明確にする必要がある。

### 5. 結語

本稿では、原子力発電所の運転差止めについて、原子力発電の公益性やその発生頻度を、「受忍限度」という差止めの要件に取り込むことが妥当である旨を述べた。その観点から裁判例をみると、妥当な基準を提示したのは、差止めを認めた平成18年志賀一審と言える。

今後は、原子力事故の低頻度の側面の具体的な考慮の方法が検討すべき課題と考える。本稿はその点について検討が及んでいないが、「低頻度・高影響」という原子力事故に対する民事差止めの是非をめぐる法的議論の喚起に期待し、ここに試論（ディスカッション・ペーパー）として公表するものである。

#### 参考文献

- 五十嵐清（2003）『人格権法概説』有斐閣。  
大塚直（1993）「公害・環境の民事判例一戦後の歩みと展望」ジュリスト1015号248頁。  
大塚直（2005）「不法行為法と要件事実論——規範的要件としての過失および受忍限度を中心として」NBL2005年7月1日号（通巻812号）90頁。  
神戸秀彦（2021）『福島第一原発事故後の民事訴訟』法律文化社。  
佐藤佳邦（2023）「原子力発電所の運転差止仮処分の検討—「保全の必要性」要件を中心に—」環境法研究17号145頁。  
佐藤佳邦（2024）「仮処分の再申立ての規律について—原子力発電所の運転差止仮処分を題材に—」社経研DP，SERC23007，2024年2月。  
潮見佳男（2021）『基本講義 債権各論II 不法行為法 第4版』新世社。

業者（当時）に負わせていた平成6年女川一審の当時とは異なり、小売全面自由化（平成28年4月開始）を経た現在では、エリアの供給力確保義務は旧・一般電気事業者の小売部門のみならず、すべての小売事業者が等しく負担すべきものと位置付けられている（電気事業法2条の12第1項）。そのため、今日において安定供給への影響を「公益性」の下で論じること若干の違和感を覚える向きもあるかもしれない。しかし、裁判所は差止めの可否判断において広く社会への影響をも考慮すべきとの本稿の立場からすれば、たとえ被告（事業者）が直接的に追うべき義務がないとしても、運転停止による安定供給への影響を「公益性」の下で論じることが、むしろ必要と考える。

「原子力発電所運転差止めの判断基準について」 SERC24001

田口文夫（2003）「公害・環境汚染に対する民事差止訴訟の動向と問題点」矢澤昇治編『環境法の諸相』1頁  
専修大学出版局.

村中洋介（2017）「原発再稼働に関する訴訟：川内原発訴訟を事例として」（首都大学東京）法学会雑誌 58 卷  
1号 243 頁.